

企画競争の実施公告

以下のとおり、公告します。

令和6年12月23日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林整備センター

東北北海道整備局長 石垣 浩司

関東整備局長 岡村 和哉

中部整備局長 清水 昭

近畿北陸整備局長 松林 順一

中国四国整備局長 渡辺 康文

九州整備局長 丹保 博人

1 事項

令和7・8年度国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター素材(市場・山元)
販売委託業務

2 委託内容

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター各整備局管内における市場又は山元でのせり売り等による販売及びこれに附帯する素材の検知、保管、搬出状況の管理、素材の輸送等を含む業務

3 販売委託の予定数量

別紙1「委託予定数量一覧表(参考)」のとおりに

4 参加資格

- (1) 問屋業者(商法(明治32年法律第48号)第551条に定める問屋をいう。)であること。
- (2) 林産物のせり売り又は入札売りの業務につき引き続き2年以上の経験を有すること。
- (3) 資力信用が確実であること。
- (4) 別添の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に基づき誓約できる問屋業者であること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

本業務の受託を希望する整備局毎に、別紙2「企画提案書提出先一覧表」の E-mail アドレスへ、Excel データで送付することを原則とする。

6 企画提案書の無効

本公告に示した参加資格（上記4）のない者が提出した企画提案書は無効とする。

7 その他

本公告に記載なき事項は、企画競争説明書による。

8 照会窓口

別紙2「企画提案書提出先一覧表」による。

9 随時受付

上記5（1）の企画提案書提出期限に関わらず、令和8年12月28日までの間、企画提案書の随時受付を実施する。

なお、企画提案書の提出先及び提出方法は上記5と同様とする。

(別紙1)

委託予定数量一覧表 (参考)

管轄整備局	都道府県	事務所名	予定数量 (m3)	備考
東北北海道整備局	宮城県	東北北海道整備局	25,900	
	青森県	青森水源林整備事務所	27,300	
	岩手県	盛岡水源林整備事務所	11,300	
	秋田県	秋田水源林整備事務所	3,500	
	山形県	山形水源林整備事務所	1,400	
関東整備局	神奈川県	関東整備局	400	
	福島県	福島水源林整備事務所	5,200	
	栃木県	宇都宮水源林整備事務所	3,000	
	群馬県	前橋水源林整備事務所	1,400	
	新潟県	新潟水源林整備事務所	3,500	
	山梨県	甲府水源林整備事務所	1,300	
	静岡県	静岡水源林整備事務所	3,300	
中部整備局	愛知県	中部整備局	3,100	
	富山県	富山水源林整備事務所	5,600	
	長野県	長野水源林整備事務所	5,700	
	岐阜県	岐阜水源林整備事務所	9,300	
	三重県	津水源林整備事務所	18,700	
近畿北陸整備局	京都府・滋賀県	近畿北陸整備局	2,000	
	石川県	金沢水源林整備事務所	5,100	
	福井県	福井水源林整備事務所	9,800	
	兵庫県	神戸水源林整備事務所	16,000	
	奈良県	奈良水源林整備事務所	2,200	
	和歌山県	和歌山水源林整備事務所	10,500	
中国四国整備局	岡山県	中国四国整備局	24,700	
	鳥取県	鳥取水源林整備事務所	22,400	
	島根県	松江水源林整備事務所	23,600	
	広島県	広島水源林整備事務所	49,500	
	山口県	山口水源林整備事務所	8,400	
	徳島県	徳島水源林整備事務所	12,100	
	愛媛県	松山水源林整備事務所	18,900	
	高知県	高知水源林整備事務所	31,800	
九州整備局	福岡県	九州整備局	15,700	
	佐賀県	佐賀水源林整備事務所	6,800	
	長崎県	佐賀水源林整備事務所	10,700	
	熊本県	熊本水源林整備事務所	81,500	
	大分県	大分水源林整備事務所	34,700	
	宮崎県	宮崎水源林整備事務所	50,200	
	鹿児島県	鹿児島水源林整備事務所	13,000	

※上記数量については、過年度の実績から推計したものであり、当該数量を確約するものではない。

また、上記数量の全てを受託出来るものではない。

(別紙 2)

企画提案書提出先一覧表

事務所名	担当	住所	電話・FAX・E-mail
東北北海道整備局	総務課 契約係	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 5-3-36 第三勝山ビル2階	電話 : 022-723-8808 FAX : 022-723-8810 E-mail : t-keiyaku@green.go.jp
関東整備局	総務課 契約係	〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル11階	電話 : 044-542-5545 FAX : 044-541-3017 E-mail : kanto@green.go.jp
中部整備局	総務課 契約係	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 1-10-20 アーバンネット伏見ビル 4階	電話 : 052-220-2570 FAX : 052-211-2550 E-mail : chubu@green.go.jp
近畿北陸整備局	総務課 契約係	〒600-8372 京都府京都市下京区五条通 大宮南門前町480番 AIG 京都ビル3階	電話 : 075-278-8855 FAX : 075-278-8858 E-mail : kinkihokuriku@green.go.jp
中国四国整備局	総務課 契約係	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビル7階	電話 : 086-226-3295 FAX : 086-231-6344 E-mail : chushi@green.go.jp
九州整備局	総務課 契約係	〒812-0011 福岡県福岡市博多区 博多駅前4-11-19 博多駅前パークサイド ビル6階	電話 : 092-433-1422 FAX : 092-433-1427 E-mail : kyu-fukuk@green.go.jp

(別添)

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上について、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程（27森林総研第857号）第2条に規定する反社会的勢力<※>（以下「反社会的勢力」という。）である。
- 2 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である。
- 3 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としている。
- 4 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有している。
- 5 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有している。
- 6 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っている。又は今後行う予定がある。
- 7 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行っている。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて機構の信用を毀損し又は機構の業務を妨害する行為
 - ホ 前各号に準ずる行為
- 8 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がある。

<※> 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程（27森林総研第857号）第2条に規定する反社会的勢力

- 一 反社会的勢力 次号から第九号に掲げる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 四 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 五 暴力団準構成員 暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。
- 六 暴力団関係企業 暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- 七 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 八 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 九 特殊知能暴力集団等 第二号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。